

令和6年10月10日（木）午前9時30分より、10月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

- | | |
|----|--|
| 議題 | 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可） |
| | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可） |
| | 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構） |
| | 議案第4号 令和6年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について |
| | 議案第5号 大刀洗町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改正について |
| | 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について |
| | その他 |

次回農業委員会開催期日 （予定）令和6年11月8日（金） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 平田和昭 2番 平城寿永 3番 棚町泰 4番 中原信介
5番 辻広幸 6番 成富敬子 7番 原稔 8番 中山忠文
9番 白石季丈 10番 大石功一 11番 柳繁彰
12番 秋吉良一 13番 重松栄一 14番 平田雅治
16番 青木照 17番 棚町和徳 18番 中野浩行 19番 高木晋介

【欠席委員】 15番 平田 秀樹

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は3番、4番の方お願いします。

事務局 矢永 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名3番、4番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第4号 令和6年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について

議案第5号 大刀洗町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改正について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、水管・下水道管が埋設されている幅員4m以上の沿道の区域で、500m以内に教育施設と医療施設が1つずつあるため、第3種農地判断となります。雨水は南側の既存の側溝に放流する計画です。上下水道も南側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設・新設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんは改選前の委員さんとなっておりますが、事務局は意見を聞いてますでしょうか。

事務局 辻 特にありませんと聞いています。

議長 柳 それでは今回が初めての審議となりますが、本来農業委員会の総会には農業委員のみ出席すればよくて、議決権があるのも農業委員のみになります。国としては農業委員は総会の審議に関すること、推進委員は担当区域での現場活動が主な仕事と考えられています。総会の審議で必要があれば推進委員の意見を求める。ただ、それだと農業委員と推進委員の連携が取りにくく、負担が偏ることもあるため、大刀洗町では全員に総会に出席してもらって、現場活動も全員でしております。ただ議決権だけは農業委員にしかないことはご了承ください。皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天駐車場になります。

申請地は、集団性や公共投資も無く、第1種農地と第3種農地の要件を満たさない農地であり、第2種農地となります。雨水は自然流下です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は特にありません。資金計画、見積書等は確認しております。始末書付きの案件となっておりまして、20年以上前から一部畠を残して駐車場として使われており、10年前に隣地から竹が越境ってきて耕作しづらくなつたため、全て埋めてしまったそうです。申請者は自動車関連会社に勤めており、月に10日は業務用の積載車で自宅から直接行き来されているそうです。本日は内容確認のために申請者本人に来ていただいております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんは改選前の委員さんですが、事務局は意見を聞いてますでしょうか。

事務局 辻 特にないそうです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

- 9番 白石委員 今となって申請されたのはどうしてですか。
- 事務局 辻 最初は自宅前でカフェを始めたくて調べたところ申請地が農地で手続きが必要だということが分かったそうです。結局カフェをすぐ始めるのは難しいと判断されたようですが、現在の違反状態の解消のために転用申請をなされています。
- 6番 成富委員 将来的にはカフェにするつもりなのではないですか。その場合問題ないのですか。
- 事務局 辻 基本的には将来の計画について考慮して判断することはできません。転用許可を受けたら次に工事の完了報告が必要となります。完了報告をする前に申請内容から変更が生じる場合は計画変更の承認申請が必要となります。完了報告が終わった後であれば農地ではなくなってしまうため、特に手続きは必要ありません。
- 8番 中山委員 隣の水路はどうなっているんですか。
- 事務局 辻 素掘りの水路となっておりますが、機能している様子はありませんでした。
- 8番 中山委員 東側に倉庫があってトラクターが置いてありましたがあそこは農地ではないの。
- 事務局 辻 そこは宅地です。
- 5番 辻委員 自分の所が管理を頼まれていて利用しています。
- 議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ申請者を呼んで下さい。
- (申請者入室)
- 議長 柳 本日はお忙しいところすみません。駐車場の部分について話を聞かせて下さい。畑に砂利を敷かれていますが、いつからこの状況になってるんですか。
- 申請者 祖母の時代からだと思います。自分が18歳の時から耕作してなかったと思います。10年前に戻ってきて、母からも砂利でも敷いたらと言われて今の状況になっています。
- 議長 柳 どれくらい車は置かれているんですか。
- 申請者 7人家族で5台あります。仕事で積載車も置いたりしています。
- 議長 柳 農地法については知らなかった。
- 申請者 農地法のことは全く知りませんし、そもそも宅地と農地と分かれていることさえ知りませんでした。
- 3番 棚町委員 周りから苦情とかはなかったですか。
- 申請者 ありません。逆に南側の方が管理されてなくて竹がきて困っています。
- 8番 中山委員 素掘りの水路は何か扱われますか。
- 申請者 自分の土地ではないので何もしません。
- 議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければこれから採決を採りますので、申請者は一度退室をお願いします。
- (申請者退室)
- 議長 柳 最後に何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。申請者を呼んで下さい。
- (申請者入室)

議長 柳 全員賛成で許可相当と判断されました。今後農地については農地法の手続きが必要ということで気を付けて下さい。

申請者 分かりました。ありがとうございました。
(申請者退室)

議長 柳 それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は畠1筆498m²の贈与です。譲受人の方がこれから農業を始めたいという方で耕作面積がないため、本日説明のために来ていただいております。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは申請者を呼んでください。
(申請者入室)

議長 柳 本日はお忙しい中すみません。これから農業を始めたいということでお話を聞かせて下さい。今回贈与ということですが親戚関係とかですか。

申請者 叔父さんになります。家の隣の畠なのですが、これまで叔父さんが耕作されていて、これから農業を始めようと思い相談したところ、まずはここから始めてみたらということでもらうことになりました。

議長 柳 これまで農業をしたことはあるんですか。

申請者 子どもの頃に手伝いはしてました。叔父さんに教えてもらう予定です。

議長 柳 面積が5畝ありますが全部できると思いますか。

申請者 少し広いとは思いますが狭いよりかはいいかなと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

9番 白石委員 家の隣ということですが、畠以外で利用するつもりはありませんか。

申請者 これからやってみて、本格的に農業をすることになれば農機具を置いたりすることはあるかもしれません。宅地にはあまり広いスペースがありませんので。

19番 高木委員 何を作る予定ですか。

申請者 トウモロコシを作りたいです。ただ、カラスとかから狙われるという話を聞いているので、叔父さんとも相談します。量より質を重視して作りたいとは思ってます。

2番 平城委員 贈与税は大丈夫そうですか。

事務局 辻 年間の基礎控除額が110万円になります。評価額に倍率を掛けることになりますが、今回の案件だけであれば控除内にはなるはずです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採りますので、申請者は一度退室をお願いします。
(申請者退室)

議長 柳 それでは先程の話を聞いての判断をお願いします。申請どおり許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。申請者を呼んでください。
(申請者入室)

議長 柳 審議の結果、全員賛成で許可相当となりました。農業がきつくて大変だけど頑張ってくださいね。

申請者 分かりました。
(申請者退室)

議長 柳 続きまして、議案第2号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番は田3筆3, 768m²、畠1筆1, 258m²の贈与です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

1番 平田委員 申請者が何十年も作っていた農地で、所有者とは親戚関係になります。問題ないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については畠1筆958m²の売買で526, 378円です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 令和6年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について説明>

事務局 辻 基盤強化法による11月1日開始の利用権設定になります。

ご自身の担当地区の農地についてはよく確認していただけるようお願いします。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 大刀洗町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改正について説明>

事務局 辻 農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、大刀洗町農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針を改正するものです。まず、遊休農地の発生防止・解消については、第5次大刀洗町総合計画の政策目標である遊休農地面積5. 9haに基づき、現在の13haから3年後は8. 7haに減少することを目標としています。次に、担い手への農地利用の集積・集約化については、総合計画の政策目標で

ある集積率80%に基づき、現在の831haから3年後は908haに増加することを目標としています。次に、新規参入の促進については、過去3年間の新規参入者の実績から3年後は6経営体が増加することを目標としています。また、地域計画の目標を達成するために、日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認、農家への声掛け等による意向把握、地域計画で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング、農地中間管理事業の活用の働きかけ、地域計画の定期的な見直しへの協力を役割として決めております。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

9番 白石委員 遊休農地の草刈りの基準はあるんでしょうか。半年に1回刈っておけば大丈夫とか。

事務局 辻 基本的には1年間全く草刈りをしていない農地が遊休農地とみなされています。ただし、1年間のうち1回しか草刈りをしないとかになってしまふと特に夏場には虫が発生し、周囲の営農に支障をきたすことになってしまうため、年1回草刈りしてれば大丈夫という訳ではないかと思います。

19番 高木委員 広報誌で草刈りについては載せてもらう方が良いと思います。草が伸びている所ではマムシがいることもあります危険なので。

事務局 辻 8月の遊休農地の調査とあわせて農地の適切な利用についてという記事は掲載していますが、いつ頃に載せた方が良いと思われますか。

19番 高木委員 5月頃が良いのではないでしょうか。

事務局 辻 来年はその時期で掲載するよう検討します。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ委員さんに質問します。説明どおり改正に賛成と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成となりました。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がついておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。